

岩手県告示第13号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業者の主たる事務所及び事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成31年1月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問介護

居宅介護事業者			居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地		
	変更前	変更後		変更前	変更後	
合同会社ライフサポート・ゆうゆう	宮古市高浜三丁目1番14号	宮古市八木沢第5地割85番地1	ゆうゆうヘルパー ステーション	宮古市高浜三丁目1番14号	宮古市八木沢第5地割85番地1	平成29年6月20日

2 居宅介護支援計画の作成

居宅介護支援事業者			居宅介護支援事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地		
	変更前	変更後		変更前	変更後	
合同会社ライフサポート・ゆうゆう	宮古市高浜三丁目1番14号	宮古市八木沢第5地割85番地1	ゆうゆう居宅介護 支援事業所	宮古市高浜三丁目1番14号	宮古市八木沢第5地割85番地1	平成29年6月20日

3 地域密着型通所介護

居宅介護事業者			居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地		
	変更前	変更後		変更前	変更後	
合同会社ライフサポート・ゆうゆう	宮古市高浜三丁目1番14号	宮古市八木沢第5地割85番地1	ゆうゆうデイサー ビスセンター	宮古市高浜三丁目1番14号	宮古市八木沢第5地割85番地1	平成29年6月20日